

みやき町ボランティアセンター時間外等利用規約 (平成26年3月1日制定)

時間外等にみやき町ボランティアセンター（以下「センター」）を利用するに当たっては、センター利用規約を遵守するとともに、以下の時間外等における規約も守らなければならない。

平日の時間外及び休館日等においてセンターを利用できる場合は、次のとおりとする。

- 平日の時間外利用 午後5時から午後9時まで
 - 休館日の利用（土日祝祭日） 午前9時から午後9時まで
- ※施設の保守点検などのため、利用できない場合があります。

1 時間外のセンター利用申請

上記時間に、センターを利用しようとする者（団体）は、あらかじめ社会福祉協議会に申請を行い、許可を受けなければならない。

2 鍵の管理

時間外利用の許可を受けた者（団体）は、利用の前までにセンターの鍵を社会福祉協議会事務局から借り受け、利用が終わったら速やかに返却しなければならない。

鍵の解錠・施錠に当たっては、利用者が責任を持って行い、退室の際は、必ず戸締り・火の元の点検を行うこと。